

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

改正後	現 行
（支給割合） 第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 （1） 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の90</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の110</u>） （2） 再任用職員 <u>100分の42.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の52.5</u>） 2～3 （現行に同じ） （欠勤等日数） 第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第12号に掲げる期間にあっては2日とする。）として換算した日数（1日未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。 （1）～（5） 現行に同じ （6） 育児休業中の職員として在職した期間（<u>当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である場合を除く。</u>） （7）～（15） （現行に同じ） 2～4 （現行に同じ） 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、	（支給割合） 第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 （1） 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の95</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の115</u>） （2） 再任用職員 <u>100分の40</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の55</u>） 2～3 （略） （欠勤等日数） 第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第12号に掲げる期間にあっては2日とする。）として換算した日数（1日未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。 （1）～（5） （略） （6） 育児休業中の職員として在職した期間 （7）～（15） （略） 2～4 （略） 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、

病気休暇、介護休暇若しくは勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。	病気休暇若しくは介護休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。
6 （現行に同じ）	6 （略）
7 <u>第5項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。</u>	（新設）
<u>附 則</u> <u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u>	